

久米島町立学校等適正規模・適正配置検討審議会開催

教育委員会だより

9月3日(水)久米島町立学校等適正規模・適正配置検討審議会の第1回検討審議会を開催しました。

有識者委員をはじめ、PTA 役員、区長会、保育園長など、さまざまな立場の12名の方に委嘱状を交付し、委員に就任していただきました。さらに、諮問にあたり答申を出していただくための前提知識として、町の人口及び子どもの数の推移など現状について説明しました。

審議会資料はこちら町公式ホームページでご覧いただけます。

URL <https://www.town.kumejima.okinawa.jp/docs/2025110600054>



検討審議会の様子



子どもの学びを応援する支援体制

第1回 特別支援教育支援員の取組をご紹介します

一人一人の学びを大切にする学校づくりを目指して、町では小中学校に基礎学力向上に向けた学習サポートや、特別支援教育を支える支援員を配置しています(沖縄振興特別推進交付金を活用)。今回は、特別支援教育支援員の取組を紹介します。

町では平成26年度より各学校から申請のあった支援対象児童生徒数を参考に特別支援教育支援員を配置しています。特別支援教室の児童生徒だけでなく、通常学級に在籍していても特別に支援を要すると学校が判断した場合も支援の対象としています。ただし、人数が限られているため学校からの申請者数や対象児童生徒の特性を精査し、支援員の人数を決定しています。令和7年10月31日現在、小学校10名、中学校に2名配置しています。



特別支援教育支援員の役割

小中学校において、校長や教頭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、教科担任と連携を図りながら学校のさまざまな場面で、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を行います。

特に、担任などの目や手が届きにくい部分を把握しながら、児童生徒への支援を充実させるのが特別支援教育支援員の役割です。主な役割としては以下のとおりです。その中で、日常生活の介助や安全確保、発達障害等を持つ児童生徒への支援を優先しています

(1) 基本的な生活習慣確立のための日常生活の介助

- 身の回りの整理・整頓における支援
- 給食の場面における支援
- 衣服の着脱における支援

(2) 学習の場面において困り感をもっている児童生徒の支援

- 教室にいられず出て行ってしまった児童生徒の安全確保と居場所の確認
- 姿勢が崩れてしまった児童生徒への声掛け
- 授業の流れについていけない児童生徒への支援
- 聴くことに困難を抱えている児童生徒への支援

(3) 学習活動や教室移動などにおける介助や支援

- 特別教室や体育館、運動場への移動支援
- 集団にはいられない児童生徒への寄り添い
- 制作や調理、自由遊びなどの補助

(4) 健康や安全確保のための支援

- 体育や理科、図工、美術、技術家庭など実技を伴う授業場面での支援による安全面の確保
- 担任などが教室を離れている場面において体調不良を訴えた児童生徒への介助
- 担任などが教室を離れている場面における児童生徒同士のトラブルの防止・安全確保